

野沢温泉村宿泊税について

2026年2月

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と使途

野沢温泉村は、温泉とスキー場の村として、古い歴史を持つ観光産業が主幹産業の村です。

近年では日本人観光客（スキーヤー）の減少傾向が続いている一方で、訪日外国人観光客が急激に増加し、温泉街とスキーエリアの様子が大きく変わりつつあります。来訪者の増加は観光において新たな希望である一方、安全で快適な観光地づくりのために、観光地域内のインフラ整備は豪雪地帯であることから、常に多額のコストがかかり、大きな負担となっている状況です。

また、地域内的人口は少子高齢化の影響で減少傾向が続き、地域を支える人による税収だけでは、観光地経営は限界にあるといえます。

こうした状況の中、持続可能な観光地経営を目指し、体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等目的に、宿泊税を新たな独自財源として導入することとしました。

2 特別徴収

宿泊税を負担するのは、野沢温泉村内に所在する旅館・ホテル若しくは簡易宿所又は住宅宿泊事業に係る施設のお客様ですが、村が宿泊者から直接徴収するのではありません。宿泊施設の皆様にお客様から宿泊税を徴収していただき、村へ申告納入していただきます。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

3 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。宿泊施設の経営者は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請を行ったうえで、宿泊税の徴収、村への申告納入、帳簿等の備付け・保存及びこれらに関連する手続きを行う必要があります。

また、委託契約等により実際にその宿泊施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別にいる場合は、その方が特別徴収義務者となることがあります。

4 長野県宿泊税の徴収方法の特例

野沢温泉村にお泊りのお客様には、長野県宿泊税条例に基づき長野県の宿泊税も課税されますが、野沢温泉村の宿泊税は、県宿泊税を内包する形となっています。つまり、野沢温泉村へ宿泊税を納付することで、県宿泊税も納付していることになります。

そのため、特別徴収義務者の手続きや、申告納入手続きについては、村が定める方法によることがあります。村は、宿泊施設の皆様からの申告納付受け、後日村から県へ、県宿泊税部分を按分納付します。

第2章 宿泊税のしくみ

1 宿泊税のしくみ

宿泊税の課税対象となる行為は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者に課税され、宿泊料金を課税標準として定率制の税率をかけ計算されます。

宿泊の定義

一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいます。（宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。）

宿泊者の定義

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その施設に宿泊した者をいいます。（宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。）

課税標準額

課税標準額とは、宿泊に関して宿泊施設に支払うべき宿泊料をいいます。

税率

開始から3年間：3.5%。4年目から5%。課税標準額に税率をかけて宿泊税額を求めます。



例えば

1人1泊：10,000円/泊の宿泊料の場合 $10,000\text{円} \times 1\text{人} \times 1\text{泊} \times 3.5\% = \text{宿泊税} : 350\text{円}$

2人2泊：10,000円/泊の宿泊料の場合 $10,000\text{円} \times 2\text{人} \times 2\text{泊} \times 3.5\% = \text{宿泊税} : 1,400\text{円}$

2 免税点・課税免除

【免 税 点】 宿泊料金が1人1泊（飲食代・消費税などを除いた素泊まり料金）につき6,000円未満の宿泊に対して課税されません。

【課税免除】 学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合や、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合などは、宿泊税の課税が免除となります。

対象の宿泊	対象施設	対象の活動	対象者
学校の教育活動又は研究活動としての宿泊 (条例第3条第1号)	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学 ・高等専門学校	・学校が編成した教育課程に基づく教育活動又は研究活動 ・大学又は高等専門学校が主催する学校の行事 ・学校が作成する教育計画に基づき実施する課外活動 ・学校公認の学内学生団体が当該団体の作成する活動計画（学校の長があらかじめ承認したものに限る。）に基づき実施する課外活動 <u>(当該学校の長がその旨を証明するものに限る)</u>	・学校の児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (条例第3条第2号)	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設 ・認可外保育施設	・保育所等の施設が主催する行事 <u>(当該施設の長がその旨を証明するものに限る)</u>	・満3歳以上の児童 ・上記児童の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊 (条例第3条第3号)	・地方公共団体が認定等をするフリースクール (対象となるフリースクールは県HPに掲載予定・現時点では長野県のみ認証制度あり)	・フリースクールが教育の目的で主催する行事 <u>(当該フリースクールの長がその旨を証明するものに限る)</u>	・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者

【宿泊施設における手続き】

- ① 宿泊に際して学校等が作成した「学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書」を受領することにより課税免除の対象となる宿泊を確認してください。
- ② 受領した証明書は、宿泊施設において5年間保存してください。（村への証明書提出は不要ですが、税務調査等において証明書の確認を行う場合があります。）

【その他】

外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととされています。詳しくは税務係へお問い合わせください。

3 宿泊料金

【宿泊料金の定義】

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額 例) 清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額 例) タクシーデ、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

・・・宿泊料金の考え方・・・

例 1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

食事付きの料金の設定しかない場合は、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。

食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例 2 朝食無料サービス等の取扱い

朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例 3 税込み宿泊料金の場合

消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例 4 宿泊料金の割引き・優待等がある場合

会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引きした場合には、割引き後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引きについても同様です。

ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引きを行う場合は割引き前の金額を宿泊料金とします。

例 5 補助金・助成金等（第三者からの支払い）がある場合

宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者（第三者）から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例 6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

予め又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。

例 7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者（手配業者）に支払う場合

宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 8 連泊割引がある場合

連続して宿泊（連泊）した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

（例：1人1泊10,000円の宿泊を3泊した場合 10,000円×3泊×3.5%＝1,050円）

連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引きした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引きを行った場合は、割引き後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例 9 時間延長がある場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、宿泊施設がその延長に係る料金を宿泊料金として取り扱っていれば、その額を宿泊料金に含めます。

ただし、延長に係る料金を宿泊施設が宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金は宿泊料金に含みません。

例 10 外貨建て取引による場合

外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

具体的な取扱いについては「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 11 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合の取扱い

1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当た

りの宿泊料金とし、免税点の判断をします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ア」・「イ」参照）

子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「ウ」参照）

宿泊者が支払うべき宿泊料金に、エキストラベッド代など特定の宿泊者に帰属しない金額が含まれる場合は、当該金額を含む宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。（下記「エ」参照）

宿泊者が支払うべき宿泊料金に、ベビーベッド代など特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出します。（下記「オ」参照）

【1室税抜き 20,000 円（ツインルーム）／税率 3.5%】

ア 1人で宿泊（いわゆるシングルユース）

20,000 円 ÷ 1 人 = 20,000 円・・・1人 6,000 円以上のため課税

【宿泊税 20,000 円 × 0.035 = 700 円】

イ 2人で宿泊 20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円・・・1人 6,000 円以上のため課税

【宿泊税 20,000 円 × 0.035 = 700 円】

ウ 大人2人、子ども1人（添い寝無料）で宿泊

20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円・・・1人 6,000 円以上のため課税

【宿泊税 20,000 円 × 0.035 = 700 円】

※宿泊料金が無料の子ども1人は宿泊者数から除外

エ 3人で宿泊（エキストラベッド代 7,000 円）

(20,000 円 + 7,000 円) ÷ 3 人 = 9,000 円・・・1人 6,000 円以上のため課税

【宿泊税 27,000 円 × 0.035 = 945 円】

オ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド代 2,000 円）

20,000 円 ÷ 2 人 = 10,000 円・・・1人 6,000 円以上のため課税

2,000 円 ÷ 1 人 = 2,000 円・・・【宿泊税の課税対象外】※乳児1人分は別に取扱い

【宿泊税 20,000 円 × 0.035 = 700 円】

※上記は免税点の判定のための1人1泊単価を算出する方法です。

1人1泊6,000円以上が明白な場合、宿泊総額に税率3.5%をかけ宿泊税を算出し、宿泊延べ数を報告いただく形で結構です。

例 1泊50,000円の部屋貸し1泊目3人、2泊目5人、3泊目3人の場合

宿泊税 = 50,000 円 × 3 泊 × 3.5% = 5,250 円 宿泊延べ数 : 11

4 税率

宿泊税は1人1泊の宿泊料金が6,000円以上の場合に課税されます。

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで
税率3.5%（長野県宿泊税：100円 野沢温泉村宿泊税：100円を除いた額）

令和11年6月1日から
税率5%（長野県宿泊税：150円 野沢温泉村宿泊税：150円を除いた額）

第3章 特別徴収義務者としての登録等

1 宿泊事業者の皆さんの手続きの流れ

1. 特別徴収義務者の届け出（令和8年6月10日までに）

①宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がある宿泊施設。

宿泊事業者の皆様「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第7号）」の届け出。

村税務係から「宿泊税特別徴収義務者証」をお届け。フロント掲示願います。

②宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設。

宿泊事業者の皆様「特定宿泊施設の申出（参考様式3号）」の届け出。

※宿泊税の申告の必要はありませんが、帳簿等備付け・保存は必要です。

③納税管理人の申告（必要な方のみ）

特別徴収義務者が村内に住所を置いていない場合申告が必要です。

2. お客様から宿泊税の徴収（令和8年6月1日宿泊分から）

お客様から宿泊費の徴収をお願いします。

3. 帳簿（徴収）の作成（令和8年6月1日宿泊分から）

宿泊年月日・人数・課税対象となる宿泊費・宿泊税額等のまとめ。

4. 村へ申告・納税（令和8年7月1日～）

翌月末までに「宿泊税納入申告書」により申告と納付

※ 年税額が360万円以下となる事業者の方は、3か月毎・年4回の申告とすることもできます。

ただし、年4回申告とする場合、年税額の推計のため、令和8年6月分（7月申告）、7月分（8月申告）、8月分（9月申告）については、全事業者のみなさんの申告が必要です。

5. 特別徴収義務者報償金（翌年度振込）

期限内申告納入額の2.5%（制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は更に0.5%を加算）

※ 報奨金は、1年間分をまとめて翌年度前期に指定口座へ振り込みいたします。

どちらか提出

2 納税管理人の申告

特別徴収義務者が村内に住所を置いていない場合

納税管理人申告

特別徴収義務者が、村内に居住していない場合や、事務所がない場合においては、納税に関する手続きのため、村内に住所等を有する方に、納税管理人を定め村へ申告する必要があります。

- | | |
|---|--|
| ① | 納税管理人申告書 (参考様式 1)
※ 納税管理人が村内に住所がある場合 |
|---|--|

又は

実質的経営者である旨の申立書

特別徴収義務者が、村内に居住していない場合や、事務所がない場合においては、村外に住所等を有する方に、納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定める場合、村へ申立てをする必要があります。

- | | |
|---|--|
| ① | 実質的経営者である旨の申立書 (参考様式 2)
※ 便宜をはかる納税管理人が村外に住所がある場合 |
|---|--|

3 特別徴収義務者証票の交付

特別徴収義務者としての登録後に宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）を交付します。

この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。また、フロントが複数ある場合などは各フロントに証票を掲示してください。証票が複数枚必要なときは必要枚数を交付しますので税務係までご相談ください。

証票を紛失、汚損又は破損したときは、「宿泊税特別徴収義務者証票亡失・損傷届出書」による手続きが必要になります。詳しい申請方法等についてはお問い合わせください。

（様式第8号）（第7条関係）

<p>野沢温泉村</p> 
<p>宿泊税特別徴収義務者証票</p>
<p>野沢温泉村宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。</p>
<p><u>施設名</u></p>
<p><u>交付年月日 年 月 日</u></p>
<p>Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate</p>
<p>Verified as a special collecting agent as written in the Nozawa Onsen Village Government Accommodation Tax Ordinance.</p>
<p>Nozawa Onsen Village office</p>

第4章 宿泊税の申告納入

1 宿泊税の申告納入

特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、村への申告及び納入の手続きが必要です。

(1) 申告手続きについて

提出書類	宿泊税納入申告書（様式第2号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類（宿泊税月計表※など）

※ 記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。

(2) 納入手続きについて

村に申告した宿泊税の税額は、以下のいずれかの方法（場所）で納入してください。

納入期限までに「宿泊税納付（納入）書・領収書」により、村に納入してください。

提出・納入期限	提出先	提出方法
<u>毎月末日</u> (その前月分として徴収すべき宿泊税について)	役場税務係	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・村webサイト ・eLTAXを利用した電子申告 ・郵送 ・窓口に持参
納入方法		・eLTAXを利用した電子申告 ・金融機関窓口 ・役場窓口

【注意点】

- 申告手続きは、「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に必要となります。
- 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告手続きを行ってください。
- 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告の期限になります。

2 申告納入期限の特例

(1) 申告納入期限の特例とは

宿泊税の申告納入は、原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用を受けることで、徴収した宿泊税について3か月分まとめて申告納入を行っていただくことができます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限 (適用を開始する月の前々月末日)
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日

【特例の適用要件】

- ①適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ②適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。
- ③特例の適用についての取消しを受けた者にあっては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ⑤村・県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑥特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

(2) 申請方法

特例の適用を希望する場合は、「宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第4号）」により下記のとおり申請してください。

【申請期限】適用を開始しようとする月（1月、4月、7月、10月のいずれかの月）の前々月末日（上表のとおり）

【申請にあたっての注意点】

- ・申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。
- ・特例適用の指定を受けた場合は、その取消しがない限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。
- ・特例の適用については、県からの通知する指定通知書に記載された「特例が適用されることとなる年月」からとなります。特例が適用される年月までは原則どおり毎月の申告納入が必要となります。

【指定の取消し】

特例の適用要件を満たさなくなったと認められる場合は、県から指定取消通知書を通知します。指定が取り消された場合、原則どおり毎月の申告納入が必要です。

(3) 令和8年度から令和12年度までの経過措置

宿泊税制度開始に伴う経過措置として、令和8年度から令和12年度までの各年度における特例の適用要件（前ページ参照）の一部については、下記のとおりとします。

年度	適用要件①	適用要件②
令和8年度*	令和8年6月から同年8月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>60万円</u> 以下であること。	令和7年10月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、令和8年6月6日までに条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。
令和9年度	令和8年6月から同年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>120万円</u> 以下であること。	(経過措置なし)
令和10年度	適用を受けようとする年度の初日の属する年(適用年)の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>240万円</u> 以下であること。	(経過措置なし)
令和11年度	〃(令和10年度と同じ)	(経過措置なし)
令和12年度	適用を受けようとする年度の初日の属する年(適用年)の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が <u>300万円</u> 以下であること。	(経過措置なし)

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

- ・ 納税義務者（宿泊者）が破産、整理等の法的手続きに入り、支払い不能となつたため、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなつた場合
- ・ 宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなつた場合

（2）還付

既に納入した宿泊税について、納入義務の免除に該当する場合は当該宿泊税分を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当する場合があります。

（3）申請手続き

納入義務の免除又は還付を受けようとする場合は、下記のとおり申請してください。詳しい申請方法等については県までお問い合わせください。

【申請書類】

- 宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第11号）
- 罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

【申請時期】随時

4 更正の請求

（1）更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

（2）更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内です。

（申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その納入期限から5年以内）

（3）更正を請求する場合の手続き

「更正請求書」による請求手続きが必要となります。詳しい請求方法等については村までお問い合わせください。また、更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、宿泊施設の帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力を願いいたします。

第5章 帳簿及び書類の備付け・保存等

1 帳簿及び書類の備付け・保存

特別徴収義務者において、徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿の備付け及び保存、書類の保存を行う必要があります。

(1) 帳簿、書類の記載事項・保存期間

区分	記載事項	保存期間
帳簿	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳等）をもって「帳簿」とできます。	納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から5年間
書類	宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している書類等（棚卸表、貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表等）をもって「書類」とできます。	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から5年間

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

(2) 帳簿、書類の電磁的記録等

帳簿、書類を、条例の規定によりコンピュータを使用して作成する場合、帳簿の備付け・保存、書類の保存については、宿泊税条例及び条例施行規則に定める一定の要件※を満たせば、電子データでの記録（電磁的記録）の備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。

また、書類の保存に関しては、宿泊税条例及び条例施行規則で定める一定の要件※を満たせば、当該書類をスキャナで読み取った電子データの保存（スキャナ保存）をもって、紙での保存に代えることができます。

※ 電磁的記録及びスキャナ保存のための要件については、国税及び地方税に関する法令の規定に準ずるものです。

2 領収書等への表示

宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

消費税の詳しい取り扱いについては、税務署までお問い合わせください。

第6章 その他

1 特別徴収義務者報償金

(1) 特別徴収義務者報償金とは

特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに県税収入を確保することを目的として、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に報償金として交付するものです。

(2) 算定期間・交付時期（以下の内容で現在調整中）

前年7月から当年6月までの申告納入分（前年6月から当年5月までの宿泊分）を基準に算定

し、毎年9月末頃に交付（特別徴収義務者としての登録申請時に届出いただく口座へ振込み）

(3) 交付率（以下の内容で現在調整中）

期間（申告納入月）	交付率
令和8年7月～ 令和13年6月分 (制度開始5年間)	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内 に行った場合
	上記を満たし、かつ、算定期間におけるすべての 申告を電子申告により行った場合
令和13年7月分以降	算定期間におけるすべての申告及び納入を納期内 に行った場合

2 調査等

(1) 村・県による実地調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、村と県の職員が宿泊施設の実地調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いします。

(2) 更正・決定

県による実地調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実等が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正・決定を行います。

更正・決定を行った場合は、県から納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

更正	申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分
決定	申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

3 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかつた場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容	加算金の割合	
過少申告 加算金	納入申告書の提出期限までに申告があつた場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき	更正による不足税額の 10%	不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに 5 %が加算
不申告 加算金	① 期限後に納入申告書の提出があつたとき	申告税額の 15% ^{※1}	左記①～③の場合で、納入すべき税額のうち、 ・ 50 万円超 300 万円以下の部分については、 更に 5 %が加算 ・ 300 万超の部分については、更に 15 %が加算
	② 納入申告書の提出がないため決定があつたとき	決定税額の 15% ^{※1}	
	③ ①②の場合について、更正があつたとき	更正による不足税額の 15% ^{※1}	
	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき	申告税額の 5 % ^{※2}	
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であつたとき	過少申告加算金に関するもの	過少申告加算金 10%に代えて 35% ^{※1}
		不申告加算金に関するもの	不申告加算金 15%に代えて 40% ^{※1}

※ 1 不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5年以内に再び不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合などは、不申告加算金又は重加算金が更に 10% 加算されます。

※ 2 期限後に提出した納入申告書が、本来の期限から 1 月以内に提出されていることなど一定の要件を満たす場合は加算金が課されないことがあります。

4 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかつた場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

（1） 延滞金の計算方法

納入期限の翌日から 1 か月を経過する日までの割合	税額に年 7. 3 %の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合 [※] が年 7. 3 %未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合と年 7. 3 %のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から 1 か月を経過した日以後の割合	税額に年 14. 6 %の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合が年 7. 3 %未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年 7. 3 %の割合を加算した割合となります。

※ 延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合のこと。

(2) 端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

算出された延滞金額が1,000円未満である場合は、延滞金はかかりません。

5 罰則規定

宿泊税に関する罰則については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

宿泊税の申告や納入についてお困りの点がありましたら、県までご相談ください。

区分	条項	内容	罰則等
宿泊税条例における罰則規定	第23条	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
		帳簿の記載義務違反等に関する罪	
	第25条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下の過料
地方税法における罰則規定	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	30万円以下の罰金
	第733条の8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下の過料
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金又は併科
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金又は併科
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	第733条の26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

6 不服申立て

課税の決定や滞納処分等について不服があるときは村長に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分（主なもの）

- ・税額の更正・決定
- ・加算金の決定
- ・更正の請求の避妊
- ・特別徴収義務者の指定
- ・還付・納入義務免除の決定
- ・申告納入期限の特例の適用者不指定・指定取消

(2) 審査請求のできる期間

審査請求のできる期間は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内です。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副2通を、村長に対して提出してください。

7 お問い合わせ先

▶ 宿泊税の各種手続き、本手引きの内容等に関するお問い合わせ

〒389-2592 長野県下高井文野沢温泉村大字豊郷9817

野沢温泉村 総務課 税務係

T E L : 0269-85-3111

Email:zeimu@vill.nozawaonsen.nagano.jp